Ver.8.0

「平河ヒューテック(株)　化学物質管理基準書」

COPY

1． 目的

この基準は、平河ヒューテックグループ(以下、当社と称す)が、製造，販売する製品を構成する原材料，部品，デバイス及び包装材料等に含有する環境負荷物質について、使用を禁止・全廃・削減することを明確にすることにより、製品への混入を防止するとともに、法令の遵守・地球環境の保全に役立て、循環型社会を構築することを目的に制定する。

2． 管理基準の運用

グリーン調達を積極的に推進するには、環境保全に取り組んでいる購入先から、環境負荷物質含有の少ない製品と、減量化，長寿命化，再資源化，分解性，処理の容易さ，省エネルギー性などを考慮した製品，サービスを調達することに有る。その為には、当社もＩＳＯ１４００１の外部認証の取得や環境保全に関する活動を積極的に取り組んでいることが要求される。

3． 管理基準の範囲

(1) 購入先の環境保全活動に関する調査
(2) 使用禁止物質の定義と禁止時期
(3) 調達品の環境負荷物質調査
製品・部材の環境負荷物質の調査に関しては、ＪＧＰＳＳＩ並びにＪＡＭＰに準拠しているが必要に応じ、当社の管理物質より別途指定して依頼することもある。
(4) 工程における環境負荷物質の管理
購入部材，製品等における、蛍光X線分析装置による化学物質測定及び検査

4． 購入先の環境保全活動に関する調査

対象は当社が生産材として調達する全ての購入先が対象となり、環境保全活動（IS014001外部認証・自主的環境保全活動）に対する取り組みなどを所定の規程により調査・確認を行う。

5． 調達品における環境負荷物質調査と範囲

当社の製品を構成する以下の原材料・部品・デバイス及び包装材料等に適応させ、購入品の環境負荷物質の調査を行う。

(1) プラスチック等の成型用樹脂、及び銅線等の金属類
(2) 機能ユニット，モジュール，ボードA'ssy等の組立部品等
(3) 電気部品，機構部品，半導体デバイス，プリント配線板，記録メディア，包装部品，材料等
(4) ねじ
(5) アクセサリー(リモートコマンダー，マウス，ACアダプター等、機器を使用するための付属品等)
(6) 製品に使用される副資材(粘着テープ，はんだ材料，接着剤等)の構成材料等
(7) 印刷物(取扱説明書，保証書，製品，部品に関する追加情報等)
(8) 補修用部品(出荷済み製品の補修用部品の一部については別途通知書に従い運用する)
(9) 部品の納入者が配達・保護に用いる9.1「包装部品・材料の定義」に定義される包装部品，材料等
(10) 電池

6． 工程における環境負荷物質の管理

購入品、及び製造工程から出荷に至るまでの管理については、各事業部の該当する規定により運用する。

7． 用語の定義

この管理基準では、以下のように用語を定義する。

(1) 環境管理物質
原材料・部品・デバイス及び包装材料等に含有する物質で、地球環境と人体に著しい環境影響を持つと当社が判断した物質（一部JGPSSIに準拠）。
(2) 管理水準
①禁止物質（使用を禁止する物質）
物質とその用途について即時使用を禁止するもの。
②削減物質（期限付き禁止物質）
代替材料への切替を、全廃期限までに早急に進めるもの。
但し、代替材料の技術確立が可能となった場合は、期限を待たずに使用禁止とする。又、代替材料が無く、法規制等により除外・例外などが認められた場合などは期限を見直す。

COPY

③管理物質（削減を目指す物質）
現時点では期日及び削減目標を規制しないが、原材料・部品・デバイス及び包装材料等への含有量の削減を目指す物質とその用途を指定したもの。

④適用除外
法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位。

(3) 含有
製品を構成する原材料，部品，デバイス及び包装材料等、又はそれらに使用される材料に、添加，充填，混入、又は付着することで、物質が意図的であるかどうかは問わない（加工工程にて意図せずに製品に混入、又は付着する場合も含む）。

(4) 不純物
天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、又は合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質とするが、許容濃度が指定されている場合は、当社が調達する原材料，部品，デバイス及び包装材料等に該当環境負荷物質が、不純物として混入又は付着した場合も、その濃度は当該許容濃度を超えてはならない。

(5) 使用禁止時期
適応対象の製品が出荷される時期を指し、このときの製品に於いて、それを構成する原材料，部品，デバイス及び包装材料等に、当該環境管理物質が含有されていないことを意味する。

(6) 包装材料
当社が使用する包装用材料及び納入品に使用されてくる包装用材料をいい、カートン，取り扱い説明書，記銘版、テープ，結束バンド，ラップ，ラベル，その他印刷物等の各部位（プラスチック，紙，インク，接着剤，塗料等）をいう。

(7) 素材
特定の使用目的をもって特定の位置に配置，形成されており、使用目的を達成する上でそれ以上分割できない均一材料、又は均一と見なせる複合材料をいう。

８． 環境管理物質

この基準書で対象としている環境管理物質名

表８．１　環境管理物質名一覧　(1/2)

物質名
カドミウム及びカドミウム化合物
鉛及び鉛化合物
水銀及び水銀化合物
六価クロム化合物
ポリ塩化ビフェニル(PCB)
ポリ塩化ナフタレン(PCN)
ポリ塩化ターフェニル(PCT)
短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)
その他の有機塩素系化合物
ポリブロモビフェニル(PBB)
デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含む
ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)
その他の有機臭素系化合物
ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物
リン酸トリス2-クロロエチル(TCEP)
リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)
三置換有機スズ化合物｛トリブチルスズ(TBT)化合物，トリフェニルスズ化合物(TPT)化合物を含む｝
ジブチルスズ(DBT)化合物
ジオクチルスズ(DOT)化合物
石綿(アスベスト)
特定アゾ化合物
ホルムアルデヒド
特定ベンゾトリアゾール
フマル酸ジメチル(DMF)
酸化ベリリウム
ベリリウム銅

表８．１　環境管理物質名一覧　(2/2)

物質名
塩化コバルト
三酸化二ヒ素，五酸化二ヒ素
フタル酸ビス(2-エチルヘキシン)，フタル酸ジブチル，フタル酸ブチルベンジル フタル酸ジイソブチル フタル酸ジイソノニル，フタル酸ジイソデシル，フタル酸ジ-n-オクチル フタル酸ジヘキシル 炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、 炭素数7～11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル、 フタル酸ビス(2-メトキシエチル)
ハイドロフルオロカーボン(HFC)，パーフルオロカーボン(PFC)
オゾン層破壊物質(ODS)
パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)　(PFOS)
ホウ酸，特定ホウ酸ナトリウム
トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)
ビスフェノールA
4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール
ビス(2-メトキシエチル)エーテル
N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)

COPY

表８．２　環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期

<table>
<tr><td>No.1</td><td colspan="3">物質名：カドミウム及びカドミウム化合物</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td rowspan="3">禁止物質</td><td>・プラスチック(ゴムを含む)
・塗料
・インキ</td><td>・均質材料に対し5ppm以上のカドミウムの含有(*)</td><td rowspan="3">即時</td></tr>
<tr><td>・はんだ</td><td>・はんだに対し20ppmを超えるカドミウムの含有</td></tr>
<tr><td>・上記以外の全ての用途
（包装部品・材料については、8.2を参照。）</td><td>・均質材料に対し100ppmを超えるカドミウムの含有</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・高信頼性が要求される電気接点のめっきで代替材のないもの
・フィルタガラス</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">(*)測定対象：プラスチック(ゴムを含む)，塗料，インキ
閾値レベル：5ppm未満</td></tr>
<tr><td colspan="4">測定基準：
１．　前処理
主な前処理方法：例えばIEC 62321：2008，EPA 3052：1996
(1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法)
(2) 酸分解法
(3) 乾式灰化法
(注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法等)で完全に溶解して溶液化することが必要である。EN 71-3:1994，ASTM F963-96a，ASTM F963-03，ASTM D 5517，　ISO 8124-3：1997に代表される溶出法は、前処理として不適用である。
２．測定法
主な測定方法：例えばIEC 62321：2008
(1) 誘導結合プラズマー発光分光分析法[ICP－OES(ICP－AES)]
(2) 原子吸光分析法(AAS)
(3) 誘導結合プラズマー質量分析法(ICP－MS)
(注) 前処理と測定法の組み合わせにより、カドミウムの定量下限が5ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。</td></tr>
</table>

COPY

No.2	物質名：鉛及び鉛化合物		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・プラスチック(ゴムを含む) ・塗料 ・インキ (注)電線、ケーブル及びコード類の被覆材はプラスチック(ゴムを含む)に含まれる	・均質材料に対し100ppm以上の鉛の含有(*)	即時
	・はんだ	・はんだに対し1000ppm(0.1wt%)を超える鉛の含有	
	・めっき(無電解ニッケルめっき，無電解金めっき等の無電解めっき皮膜を含む)	・めっき皮膜中に1000ppm(0.1wt%)を超える鉛の含有	
	・鋼材	・3500ppm(0.35wt%)を超える鉛の含有	
	・アルミニウム合金	・4000ppm(0.4wt%)を超える鉛の含有	
	・銅合金(真鍮，りん青銅を含む)	・40000ppm(4wt%)を超える鉛の含有	
	・蛍光管のガラス	・2000ppm(0.2wt%)を超える鉛の含有	
	・上記及び、削減物質、管理物質以外の全ての用途(包装部品・材料については8.2を参照。)	・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える鉛の含有	
管理物質	・無電解ニッケルめっき，無電解金めっき等の無電解めっき	・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以下の鉛の含有	
適用除外	・部品，デバイスの接続用高融点はんだ(鉛が85wt%以上の有鉛はんだ) ・光学ガラス，フィルタガラス ・ブラウン管に使用されるガラス材 ・電気・電子部品に使用される、ガラス，セラミック、又はそれぞれのマトリックス化合物(例えば、圧電素子) 但し、コンデンサの誘導体セラミックは除く ・125V ACあるいは250V DC以上の定格電圧のコンデンサの誘導体セラミック ・ICのフリップチップパッケージ内部の半導体チップと接続基板を接合するはんだ (C4バンプ下のはんだペーストを含む)		

No.2	物質名：鉛及び鉛化合物
(*)測定対象：プラスチック(ゴムを含む)，塗料，インキ 閾値レベル：100ppm以下	
測定基準： １． 前処理 主な前処理方法：例えばIEC 62321：2008，EPA 3052：1996 (1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法) (2) 酸分解法 (3) 乾式灰化法 (注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法等)で完全に溶解して溶液化することが必要である。EN 71-3:1994，ASTM F963-96a，ASTM F963-03，ASTM D 5517， ISO 8124-3：1997に代表される溶出法は、前処理として不適用である。又、EN 1122：2001は鉛に対する前処理法としては不適用である。 ２．測定法 主な測定方法：例えばIEC 62321：2008 (1) 誘導結合プラズマー発光分光分析法[ICP－OES(ICP－AES)] (2) 原子吸光分析法(AAS) (3) 誘導結合プラズマー質量分析法(ICP－MS) (注) 前処理と測定法の組み合わせにより、鉛の定量下限が30ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。	

表８．２a　鉛を含む各種合金の許容濃度

合金の種類	鉛含有許容濃度
鋼材	3500ppm（0.35wt%）以下
アルミニウム合金	4000ppm（0.4wt%）以下
銅合金(真鍮、りん青銅を含む)	40000ppm（4wt%）以下
はんだ(注)	1000ppm(0.1wt%)以下

(注)異方性導電膜(ACF)及び異方性導電ペースト(ACP)にはんだを使用する場合、
その導電物質に「鉛含有許容濃度」に示した濃度以下のはんだを使用のこと。

No.3	物質名：水銀及び水銀化合物		
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途 （包装部品・材料については、8.2を参照。）	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える水銀の含有	即時
適用除外	・冷陰極管（CCFL）及び外部電極光管（EEFL）： 長さが500mm以下のもの：1本当たりの水銀含有量が3.5mg未満のもの 長さが500mmを超え、1500mm以下のもの：1本当たりの水銀含有量が5mg未満のもの 長さが1500mmを超えるもの：1本当たりの水銀含有量が13mg未満のもの ・高圧ガス放電ランプ(プロジェクターランプ等)		

＊ 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

No.4	物質名：六価クロム化合物		
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
禁止物質	・めっき、化成処理等の表面処理(ねじ、鋼板等)	・被処理部位への残留(**)	即時
	・上記以外の全ての用途 （包装部品・材料については、8.2を参照。）	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える六価クロムの含有	

＊ 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。
**禁止物質となるのは、表面処理の工程における使用ではなく、被処理部位への残留である。

No.5	物質名：ポリ塩化ビフェニル(PCB)，ポリ塩化ナフタレン(PCN)，ポリ塩化ターフェニル(PCT)		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加	即時

No.6	物質名：短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)		
「炭素鎖長10－13の短鎖型塩素化パラフィン」が対象			
対象		基準/閾値レベル	使用禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	即時

No.7	物質名：ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・非接触ICカード(FeliCa)用基材	・意図的添加	即時
	・業務用を除く、下記製品のキャリングバッグ，キャリングケース，キャリングポーチ用の生地　及びコーティング剤 -パーソナルコンピュータ，デジタルカメラ，ビデオカメラ，ポータブルオーディオ		
	・アクセサリー，接続コード等を束ねる結束バンド		
	・製品及び製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装部品・材料(袋，粘着テープ，カートン，ブリスタパック等)		
	・熱収縮チューブ		
	・フレキシブルフラットケーブル(FFC) ・木製スピーカの外装に使用されるシート，ラミネート ・絶縁板，化粧板，ラベル，シート，ラミネート		
	・車載機器取付け用吸着盤		
管理物質	・ウェアラブル機器用コード(イヤホン，ヘッドホン，イヤホンマイク用コード等) ・機器内外部に使用する絶縁及び保護用のコート，絶縁チューブ，キャリングベルト，スペーサ，ホルダ，カバー，ダクト等 ・日本，米国，カナダ向け電源コード(プラグ，コネクタ，コードブッシュを含む)：[2P、3P] ・コード付コネクタ等線材を用いた部品，モータリード等機内配線材 ・接続コード(USBケーブル，i.LINKケーブル，AVケーブル，アンテナケーブル，ACアダプターのDCプラグ付きコード，平形平形電線，多芯複合ケーブル，スピーカコード等) ・ハーネス，加工線材(同軸ケーブル，平形電線，二重被服電線，シールド線等) ・業務用エレクトロニクス製品用キャリングバック，キャリングケース，キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤 ・コンデンサ/電源スイッチ/ヒューズ用途の絶縁キャップ ・デバイス，半導体及びその他部品に用いられる包装部材・材料 (トレイ，マガジンスティック，ストッパ，リール，エンボスキャリアテープ等) ・機内用配線止め(金属をポリ塩化ビニルでコーティングしたもの) 禁止物質以外の部品	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	
適用除外	・樹脂用バインダ ・高圧ビニル電線 ・絶縁テープ ・スピーカグリル ・電源コード(管理物質以外の仕向け) ・禁止物質～管理物質で指定された部品以外で、塩化ビニル共重合及びポリ塩化ビニルと他のポリマーのブレンド品を使用した部品 ・トランスリード部(ワニス含浸するもの) ・カールコード ・AWG(American Wire Gauge)36以上の極細電線 ・業務用機器で汎用品が使用できないケーブル(放送局用カメラケーブル，マイクケーブル等)		

No.8	物質名：リン酸トリス2-クロロエチル(TCEP)		
CAS No.115-96-8の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
削減物質	・プラスチック，樹脂，繊維，布材料への難燃剤用途	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	2014年7月1日から

No.9	物質名：リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)		
CAS No.126-72-7の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品及びその部分に使用される場合のみ適用される。	・意図的添加 ・製造工程中の付着・混入・生成の禁止	即時

No.10	物質名：その他の有機塩素系化合物		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し900ppm(0.09wt%)を超える塩素の含有	
	・上記以外のプラスチック部品の難燃剤，可塑剤	・意図的添加	

No.11	物質名：ポリブロモビフェニル(PBB)		
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	即時

＊ 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

No.12	物質名：デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含むポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)		
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	即時

＊ 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

No.13	物質名：ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)		
CAS No.25637-99-4，3194-55-6，134237-50-6，134237-51-7，134237-52-8の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
削減物質	・プラスチック，樹脂への難燃剤用途	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	2015年1月1日から

No.14	物質名：その他の有機臭素系化合物		
対象		基準/閾値レベル	使用禁止時期
管理物質	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し900ppm(0.09wt%)を超える臭素の含有	
	・上記以外のプラスチック部品の難燃剤	・意図的添加	

No.15	物質名：三置換有機スズ化合物｛トリブチルスズ(TBT)化合物，　トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む｝		
金属スズ，スズ合金，スズめっき，スズの無機化合物は該当しません			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加 ・材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	即時

＊基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

No.16	物質名：ジブチルスズ（DBT）化合物		
金属スズ，スズ合金，スズめっき，スズの無機化合物は該当しません			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・プラスチックへの添加剤等全ての用途(下記の削減物質を除く)	・材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	即時
削減物質	・一液型温硬化型(RTV-1)シーラント、及び二液型室温硬化型(RTV-2)シーラント ・一液型室温硬化型接着剤、及び二液型室温硬化型接着剤 ・塗料及びコーティング剤の触媒 ・屋外用途を意図した布地をコーティングするPVCの安定剤 ・軟質PVC異型材(profile)への添加剤、及び硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材(profile)への添加剤	・材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	2014年7月1日から
適用除外	・部品・デバイスに用いられ、再使用される包装部品・材料への添加剤 ・デバイス，半導体及びその他部品に用いられる包装部品・材料(トレイ，マガジンスティック，ストッパ，リール，エンボスキャリアテープ等)への添加剤		

No.17	物質名：ジオクチルスズ（DOT）化合物		
金属スズ，スズ合金，スズめっき，スズの無機化合物は該当しません			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・繊維・布材料への添加剤	・材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	即時

No.18	物質名：石綿(アスベスト)		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加	即時

No.19	物質名：特定アゾ化合物		
REACH規則（EC）No1907/2006・付属書XVIIで引用される試験法に基づいて分解し、表8.2aのアミンが発生するアゾ化合物と表8.2aのアミン			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・繊維・布材料，皮革材料への添加剤	・繊維・布材料，皮革材料に対し30ppm (0.003wt%)を超える含有	即時
試験法(参考) アゾ化合物を分解し、アミンを抽出する方法として、下記の方法がある。 1． EN 14362-1:2003 2． CEN ISO/TS 17234:2003 3． EN 14362-2:2003			

表８．２b　特定アミン化合物の一覧

CAS No.	アミン
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン；4-クロロ-2-メチルアニリン
91-59-8	2-ナフチルアルミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン；5-ニトロ-o-トルイジン
106-47-8	p-クロロアニリン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
101-77-9	4,4’-ジアミノジフェニルメタン；4,4-メチレンジアニリン
91-94-1	3,3’-ジクロロベンジジン
119-90-4	3,3’-ジメトキシベジジン
119-93-7	3,3’-ジメチルベンジジン
838-88-0	3,3’-ジメチル-4,4’-ジアミノジフェニルメタン； 4,4’-ジアミノ-3,3-ジメチルジフェニルメタン
120-71-8	p-クレシジン；6-メトキシ-m-トルイジン
101-14-4	4,4’-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-80-4	4,4’-オキシジアニリン
139-65-1	4,4’-チオジアニリン；4,4’ジアミノジフェニルスルフィド
95-53-4	o-トルイジン
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン；4-メチル-m-フェニレンジアミン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
90-04-0	o-アニシジン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン

No.20	物質名：ホルムアルデヒド		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・製品に組み込んで使用される、繊維板(ファイバーボード)，パーティクルボード及び合板を用いた木工品（スピーカ，ラック等）	・詳細は以下の通り	即時
閾値レベル(放出濃度)：下記試験法のいずれかの方法による。 1． チャンバー法：　気中濃度12㎥、1㎥または0.0225㎥の気密試験槽で0.1ppm以下(0.124mg/㎥以下) 2． パーフォーレータ法：(1) 表面処理なしのパーティクルボード100gあたり6.5mg以下(6ヵ月間の平均値) (2) 表面処理なしの繊維板100gあたり7.0mg以下(6ヵ月間の平均値) 又は (3) 表面処理なしのパーティクルボード、繊維板100gあたり8.0mg以下(EN120に従い1回の測定値) 3． デシケータ法：　平均0.5mg/1以下，最大0.7mg/1以下(N=2で平均値、最大値を確認する)			
測定法： 1． チャンバー法：　EN 717-1:2004 2． パーフォーレータ法：EN 120:1992 3． デシケータ法：　JIS A 5905 (Fiberboards)、JIS A 5908 (Particleboards)			

No.21	物質名：特定ベンゾトリアゾール		
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(CAS No.3846-71-7)が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	下記に用いられる紫外線防止剤，紫外線吸収材用途 ・化粧板 ・印画紙 ・成形したプラスチック製品 ・メガネのレンズ，フレーム	・意図的添加	即時

No.22	物質名：フマル酸ジメチル(DMF)		
CAS No. 624-49-7の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・材料に対し0.1ppmを超える含有	即時

No.23	物質名：酸化ベリリウム		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加	即時

No.24	物質名：ベリリウム銅		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全ての用途	・意図的添加又は使用	

No.25	物質名：塩化コバルト		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬 ・湿度インジケーター (注)湿度インジケーターとは、塩化コバルトを紙等に含浸させたタイプのもの	・意図的添加	即時

No.26	物質名：三酸化二ヒ素，五酸化二ヒ素		
CAS No.1303-28-2，1327-53-3の物質が対象、物質毎に閾値レベルが適用される			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
削減物質	・液晶パネル(カバーガラス，タッチパネル，バックライトを含む)のガラスの消泡剤，清澄剤の用途	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	2014年7月1日から

No.27	物質名：フタル酸ビス(2-エチルヘキシン)，フタル酸ジブチル，フタル酸ブチルベンジル，フタル酸ジイソブチル		
CAS No.117-81-7，84-74-2，85-68-7，84-69-5の物質が対象(表8.2b参照)、物質毎に閾値レベルが適用される			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
削減物質	・ケーブル・コード(プラグ，コネクタを含む)への可塑剤	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	2014年7月1日から
管理物質	・上記以外の全ての用途	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	

No.28	物質名：フタル酸ジイソノニル，フタル酸ジイソデシル，フタル酸ジ-n-オクチル，フタル酸ジヘキシル 炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、 炭素数7～11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル、 フタル酸ビス(2-メトキシエチル)		
CAS No. 28553-12-0，68515-48-0，26761-40-0，68515-49-1，117-84-0，84-75-3，71888-89-6，68515-42-4，117-82-8の物質が対象(表8.2c参照)、物質毎に閾値レベルが適用される			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全ての用途	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	

表８．２c　フタル酸エステル(フタレート)の一覧

略称	CAS No.	名称
DEHP	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)；フタル酸ジ-2-エチルヘキシン
DBP	84-74-2	フタル酸ジブチル；フタル酸ジ-n-ブチル
BBP	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル；フタル酸n-ブチルベンジル
DIBP	84-69-5	フタル酸ジイソブチル；フタル酸ジ-i-ブチル
DINP	28553-12-0 68515-48-0	フタル酸ジイソノニル；フタル酸ジ-i-ノニル
DIDP	26761-40-0 68515-49-1	フタル酸ジイソデシル；フタル酸ジ-i-デシル
DNOP	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル
DNHP	84-75-3	フタル酸ジヘキシル；フタル酸ジ-n-ヘキシル
DIHP	71888-89-6	炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル
DHNUP	68515-42-4	炭素数7～11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル
DMEP	117-82-8	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)

No.29	物質名：ハイドロフルオロカーボン(HFC)，パーフルオロカーボン(PFC)		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途	・意図的添加	即時

No.30	物質名：オゾン層破壊物質(ODS)		
表8.2ｄの物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途	・意図的添加	即時
	・全ての用途	・ODSによる洗浄加工・発泡加工等の処理	

No.31	物質名：パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)　(PFOS)		
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全ての用途	・意図的添加	即時
適用除外	・業務用写真フィルム ・半導体用レジスト		

表８．２d　オゾン層破壊物質詳細リスト

物質名	物質名
CFC-11	ブロモクロロメタン
CFC-12	臭化メチル
CFC-113	HCFC-21
CFC-114	HCFC-22
CFC-115	HCFC-31
ハロン-1211	HCFC-121
ハロン-1301	HCFC-122
ハロン-2402	HCFC-123
CFC-13	HCFC-123*
CFC-111	HCFC-124
CFC-112	HCFC-124*
CFC-211	HCFC-131
CFC-212	HCFC-132
CFC-213	HCFC-133
CFC-214	HCFC-141
CFC-215	HCFC-141b*
CFC-216	HCFC-142
CFC-217	HCFC-142b*
四塩化炭素	HCFC-151
1,1,1-トリクロロメタン	HCFC-221
ジブロモフルオロメタン	HCFC-222
ブロモジフルオロメタン	HCFC-223
ブロモフルオロメタン	HCFC-224
テトラブロモフルオロエタン	HCFC-225
トリブロモジフルオロエタン	HCFC-225ca*
ジブロモトリフルオロエタン	HCFC-225cb*
ブロモテトラフルオロエタン	HCFC-226
トリブロモフルオロエタン	HCFC-231
ジブロモジフルオロエタン	HCFC-232
ブロモトリフルオロエタン	HCFC-233
ジブロモフルオロエタン	HCFC-234
ブロモジフルオロエタン	HCFC-235
ブロモフルオロエタン	HCFC-241
ヘキサブロモフルオロプロパン	HCFC-242
ペンタブロモジフルオロプロパン	HCFC-243
テトラブロモトリフルオロプロパン	HCFC-244
トリブロモテトラフルオロプロパン	HCFC-251
ジブロモペンタフルオロプロパン	HCFC-252
ブロモヘキサフルオロプロパン	HCFC-253
ペンタブロモフルオロプロパン	HCFC-261
テトラブロモジフルオロプロパン	HCFC-262
トリブロモトリフルオロプロパン	HCFC-271
ジブロモテトラフルオロプロパン	ハイドロフルオロカーボン(HFC)
ブロモペンタフルオロプロパン	パーフルオロカーボン(PFC)
テトラブロモフルオロプロパン	SF6
トリブロモジフルオロプロパン	
ジブロモトリフルオロプロパン	
ブロモテトラフルオロプロパン	
トリブロモフルオロプロパン	
ジブロモジフルオロプロパン	
ブロモトリフルオロプロパン	
ジブロモフルオロプロパン	
ブロモジフルオロプロパン	
ブロモフルオロプロパン	

*商標上使用される可能性が高い物質を示したものである。

No.32	物質名：ホウ酸，特定ホウ酸ナトリウム		
表8.2eの物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全ての用途	・部品に対し1000ppm (0.1wt%)を超える含有	

表８．２ｅ　ホウ酸，特定ホウ酸ナトリウムの一覧

CAS No.	名称
10043-35-3	ホウ酸
11113-50-1	ホウ酸
12179-04-3	七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物；四ホウ酸二ナトリウム無水物
1330-43-4	七酸化二ナトリウム四ホウ素；四ホウ酸二ナトリウム無水物
1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム十水物；ホウ砂；四ホウ酸二ナトリウム無水物
12267-73-1	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物；四ホウ酸二ナトリウム和水物

No.33	物質名：トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)		
CAS No.545-55-1の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品及びその部分に使用される場合のみ適用される。	・意図的添加 ・製造工程中の付着・混入，生成の禁止	即時

No.34	物質名：ビスフェノールA(BPA)		
CAS No.80-05-7の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・体内・皮膚に触れる部分の特定用途	・意図的添加 (Health CanadaがBPA含有の定義として記述した文言”Raw materials contained or derived from BPA″により、微量であれBPAが残留する可能性のあるBPA由来の原材料を使用した部品も対象)	

No.35	物質名： 4-(1,1,3,3テトラメチルブチル) フェノール		
別名　4-tert-オクチルフェノール、CAS No 140-66-9の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全ての用途	・部品に対し1000ppm (0.1wt%)を超える含有	

No.36	物質名： ビス(2-メトキシエチル) エーテル		
CAS No 111-96-6			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全ての用途	・部品に対し1000ppm (0.1wt%)を超える含有	

No.37	物質名： N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)		
CAS No 127-19-5			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全ての用途	・部品に対し1000ppm (0.1wt%)を超える含有	

9． 包装部品・材料に関する事項

(1) 包装部品・材料の定義

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品「入れる」「保護する」「取り扱う」「配送する」「授与する」のために使用される、あらゆる種類のあらゆる材料及び部品からできた製品を指す。

(注)「輸送業者又は納入業者の管理下にあって、当社内、又はエンドユーザーから排出されることなく、回収・再使用される通函等の包装を除く」

表９．１　包装部品・材料に関する事項

物質名：重金属（カドミウム，鉛，六価クロム，水銀）		
8項(表8.1)の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす		
対象		納入禁止時期
禁止物質	・表9.1a記載の包装部品・材料が対象	即時
適用除外	・輸送業者又は部品納入業者が所有する通函	

閾値レベル：

・水銀，カドミウム，六価クロム，鉛の重金属の閾値レベルは、包装を構成する各部材，インキ，塗料毎にて、重金属の合計100ppm未満とする。但し、プラスチック(ゴムを含む)，塗料，インキの部位におけるカドミウム、鉛の閾値レベルは、カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物の規定も満足すること。

【主なプラスチック部位：把手，ポリ袋，緩衝剤，フィルム，トレイ、リール，粘着テープ，マガジンスティック(ストッパを含む)，バンド等】

１．　六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4元素合計で100ppm未満であることを確認する。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。

２．　もし、4元素合計100ppm以上の場合は、まずカドミウム，鉛，水銀の含有量の合計が100ppm未満であることを確認する。カドミウム，鉛，水銀の含有量の合計が100ppm未満の場合は、更に、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。

測定基準：

１．　前処理

カドミウム、鉛については、プラスチック中のカドミウム(*3)、鉛(*4)の方法に準ずる。
総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(*3)の方法に準ずる。
水銀については、主に下記の方法が挙げられる。

(1) 密閉分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法)（例えばIEC 62321:2008，EPA 3052:1996)
(2) 加熱気化-冷原子吸光法
(3) 還流冷却器付き分解フラスコ(ケルダール法)を用いた、硫酸，硝酸での湿式分解法

(注) いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。又、沈殿物が生じた場合は、何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。

２．測定法

カドミウム，鉛，総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(*3)，鉛(*4)の方法に準ずる。
水銀については、プラスチック中のカドミウム(*3)，鉛(*4)の方法と同様であるが、予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、あるいは水素化発生装置付きICP-OES(ICP-AES)、ICP-MSによる分析が適当と考えられる。

六価クロムの検出判定

（包装部品・材料について、カドミウム，鉛，水銀，総クロムの4元素合計が100ppm以上になった場合の確認方法）

検出方法：

１．前処理

(1) 溶出法［沸騰水抽出法，アルカリ抽出法(例えば IEC 62321：2008 Annex C，EPA 3060A)］

２．測定法

(1) 紫外-可視吸光光度法(例えば IEC 62321：2008 Annex C，EPA 7196A)

この測定基準において、前処理と測定法の組み合わせにより、定量下限が単独で水銀5ppm未満，カドミウム5ppm未満，総クロム5ppm未満，鉛30ppm未満であることをそれぞれ保証できるものであれば、良いものとする。

(*3)表8.2「環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」、物質名：カドミウム及びカドミウム化合物，測定対象：プラスチック(ゴムを含む)，塗料，インキ　を参照のこと。

(*4)表8.2「環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」、物質名：鉛及び鉛化合物，測定対象：プラスチック(ゴムを含む)，塗料，インキ　を参照のこと。

表９．１ａ　包装部品・材料の識別の具体例

(注)全ての包装部品・材料を網羅しているわけでない。

コンスーマ及び業務用製品に用いるもの(当社の製品の輸送に用いられるもの)		
PACKAGING		
1	カートン(箱)	あらゆる材料でできた個装，サブマスターカートン，マスターカートン
2	緩衝材	
3	保護袋(シート)	発泡プラスチック又は不織布等
4	ポリ袋	
5	封筒	保証書用封筒等
6	ブリスタパック	
7	フィルム	液晶ディスプレイの表面等に貼る保護フィルムを含む
8	クラムシェル	
9	仕切り/スペーサ	
１０	印刷インキ	包装部品の印刷に用いるもの
１１	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、又可動部の保護・固定に用いるもの
１２	ステープル	
１３	ラベル	バーコードラベルのように当社の管理下で包装部品に貼られるもの
１４	ジョイント	カートンジョイント等
１５	バンド	PPバンド等
１６	吊り下げタブ	
１７	把手	把手及びその構成部品
１８	枠	木枠等
１９	シュリンクフィルム	
２０	ボトル	
２１	スリーブ	
２２	化粧箱	万年筆や化粧品の化粧箱に該当するもの
２３	スキッド	
２４	スピンドルケース	

NOT　PACKAGING		
1	CDのケース/袋	ビデオテープやCD，MO，MD，DVD等に用いられるケース，袋，スピンドル等、これらは製品の一部とみなす
2	インデックスカード/ラベル	CDや他の記録メディアに付属するインデックスカード，ラベル等、これらは製品の一部とみなす
3	キャリングケース/ポーチ	ヘッドホン、カメラ，WALKMAN(R)等に付属するもの等、これらは製品の一部とみなす
4	ラベル	包装部品・材料以外に貼られたもの
5	ラベル	カーゴラベルやインボイス等第3者によって貼られたもの

デバイス、半導体及びその他部品に用いられるもの		
PACKAGING		
1	マガジンスティック	IC等の輸送に用いられるもの
2	ストッパ	
3	トレイ	
4	リール	

物流上用いられるもの		
PACKAGING		
1	パレット	スリップシートを含む木製，プラスチック製，紙製等でできたOne-Way仕様のもの
2	木箱	
3	ストレッチフィルム	荷崩れ防止用等
4	木製コンテナ	
5	追包装に用いるもの	部品の発送用の追包装に用いるカートン，緩衝材，粘着テープ等
6	バンド/紐	PPバンド等
NOT　PACKAGING		
1	船舶及び航空コンテナ	船舶輸送用40フィートコンテナ，航空コンテナ等

【資料：物質と各国・地域の主な法規制例】

この「平河ヒューテック㈱化学物質管理基準書」において明示的に規定されていない物質、あるいはその用途であっても各国又は地域の法令により使用が禁止されているものについては、それらの法令に従わなければならない。下表に物質と各国・地域の主な法規制例を示す。

物質名	法規制（例）
1．カドミウム及びカドミウム化合物	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
	・ＥＵ・ＲｏＨＳ指令（2002/95/EC）
	・ＥＵ・電池指令（2006/66/EC）
	・韓国・品質経営及び工産品安全管理法
	・デンマーク・指令No.1199
2．鉛及び鉛化合物	・ＥＵ・ＲｏＨＳ指令（2002/95/EC）
	・ＥＵ・電池指令（2006/66/EC）
	・アルゼンチン・ポータブル電気エネルギー法律 26,184号 及び決議 14/2007
	・ブラジル・電池規則 Resolution No.401
	・韓国・品質経営及び工産品安全管理法
	・デンマーク・指令No.1012
3．水銀及び水銀化合物	・ＥＵ・ＲｏＨＳ指令（2002/95/EC）
	・ＥＵ・電池指令（2006/66/EC）
	・中国・電池製品水銀含有量の制限に関する規定
	・中国・輸出入電池製品水銀含有量検査に関する監督管理規則
4．六価クロム化合物	・ＥＵ・ＲｏＨＳ指令（2002/95/EC）
5．ポリ塩化ビフェニル（PCB） 6．ポリ塩化ナフタレン（PCN） 7．ポリ塩化ターフェニル（PCT）	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
	・日本・化学物質審査規制法　第１種特定化学物質等
8．短鎖型塩素化パラフィン（SCCP）	・ノルウェー・特定有害化学物質の使用等に関する規制
9．リン酸トリス2-クロロエチル（TCEP）	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006
10．ポリブロモビフェニル（PBB）	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
	・ＥＵ・ＲｏＨＳ指令（2002/95/EC）
11．ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
	・ＥＵ・ＲｏＨＳ指令（2002/95/EC）
12．ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006
13.三置換有機スズ化合物 ｛トリブチルスズ（TBT）化合物 トリフェニルスズ（TPT）化合物含む｝	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
	・日本・化学物質審査規制法　第１種/第２種特定化学物質
14.ジブチルスズ（DBT）化合物	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
15.ジオクチルスズ（DOT）化合物	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
16．石綿（アスベスト）	・日本・労働安全衛生法
	・ドイツ・化学品禁止規則（ChemVerbotsV）
17．特定アゾ化合物	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
18．ホルムアルデヒド	・ドイツ・化学品禁止規則（ChemVerbotsV）
	・デンマーク・指令No.289
19．酸化ベリリウム	・ＥＵ・ＷＥＥＥ指令（2002/96/EC）及びＥＵ・ＥＵ指令 （1999/45/EC）
20．フタル酸ビス(2-エチルヘキシン), フタル酸ジブチル,フタル酸ブチルベンジル フタル酸ジイソブチル	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006
21．ハイドロフルオロカーボン（HFC） パーフルオロカーボン（PFC）	・ＥＵ・ＥＵ規制(EC)No842/2006
	・デンマーク・指令No.552
	・スイス・化学リスク軽減政令（ORRChem）
22．パーフルオロオクタンスルホン酸 （塩を含む）（PFOS）	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII
23．特定ベンゾトリアゾール	・日本・化学物質審査規制法　第１種特定化学物質
25．塩化コバルト	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006 Annex XVII

物質名	法規制（例）
26. オゾン層破壊物質(ODS)	・ＥＵ・ＥＵ規則（EC）No2037/2000
	・日本・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
	・アメリカ合衆国・大気浄化法（1990年改正）
	・インドネシア・Regulation of Minister of Industry of the Republic of Indonesia No.33/M-IND/PER/4/2007 dated April 17 , 2007
27. フマル酸ジメチル(DMF)	・ＥＵ・欧州委員会決議（2009/251/EC）
28. 三酸化二ヒ素，五酸化二ヒ素	・ＥＵ・ＲＥＡＣＨ規則（EC）No1907/2006
29. 重金属（鉛，カドミウム，水銀，六価クロム）	・ＥＵ・包装及び包装廃棄物に関する指令（94/62/EC）
	・アメリカ合衆国・ニューヨーク州等 16州・包装材重金属規制

※２０１２年５月現在、確認した内容です。法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新版を確認すること。

COPY

改訂履歴

制　定　２００２年０５月２９日

改　訂　２００３年０２月１２日　Ver.2-0

①表－１のカドミウム及びカドミウム化合物脚注にカドミウム及び鉛の許容濃度を追加。
②表－１塩素化パラフィン類に脚注を追加
③表－２を削除、以降の表の番号を繰り上げ
④表－２に４-アミノアゾベンゼンを追加
⑤表－４「削減物質についての主な用途と全廃目標期限」の内容の変更
⑥鉛及び包装材料に含まれる４重金属の分析方法と、許容濃度を追加
⑦「環境関連物質（Cd）含有率測定結果表」に／Pbを追加した

２００３年０９月１７日　Ver.2-1

①全廃目標期限を当社製品の出荷時期に変更し、外部露出部分のプラスチックの鉛全廃時期を２００４年２月末とした。又、鉛とＰＶＣは条件として、「法律遵守の範囲内で、得意先要求のあるものはこの限りでない」ことを追加した。

改　訂　２００４年０９月０１日　Ver.2-2

全面見直し
①禁止物質及び期限付き禁止物質の見直し
②製品への含有及び生産工程で使用されている調査対象物質と調査方法
③製品に含まれる物質に関する保証書
④蛍光X線分析装置による測定管理について追加

改　訂　２００５年０９月０１日　Ver.2-3

一部見直し
①不純物に対しての期限及び許容値と用途及び対象を追記
②測定における前処理及び測定方法の追記
③管理方法の変更（全社から品環室へ）

改　訂　２００６年０３月０１日　Ver.2-4

①タイトルの変更

２００７年０３月０６日　Ver.2-4

①「化学物質管理規程」の「附則」とする

改　訂　２００８年０４月２４日　Ver.3.0

①環境管理物質等の全面見直し

改　訂　２００９年０６月０１日　Ver.4.0

①2ﾍﾟｰｼﾞ：「１．目的」
　平河ヒューテック株式会社から、当該基準書は海外事業所にも適用されることから、一行目の「・・・は、平河ヒューテック株式会社・・・」という表現から「・・・平河ヒューテックグループ・・・」という表現に変更
②2ﾍﾟｰｼﾞ：「３．管理基準の範囲」
「調達品の環境負荷物質調査」へ「ＪＡＭＰ」を追記
③2ﾍﾟｰｼﾞ：「５．調達品における環境負荷物質調査と範囲」
・「（1）プラスチック等の成型用樹脂、及び銅線等の金属類」を追加挿入
・「(10) 電池」を追加挿入
④3ﾍﾟｰｼﾞ：「表８．１　環境管理物質名一覧」に塩化コバルトを追加
⑤4ﾍﾟｰｼﾞ及び6ﾍﾟｰｼﾞ：「測定基準」
・「1.前処理(1)に　(例えば　IEC 62321：2008)」を追記
・「2.測定法(3)に　;例えば　IEC 62321：2008」を追記
⑥6ﾍﾟｰｼﾞ：「水銀及び水銀化合物」
　表記を見直し、適用除外項目以外の全ての用途が禁止物質であることを明確にした。
「適用除外：小型・・・に　(液晶バックライト用等)」を追記
⑦12ﾍﾟｰｼﾞ：「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)」
「管理物質：禁止物質、適用除外項目以外の全ての用途　2010年4月1から」を追記
⑧12ﾍﾟｰｼﾞ：「塩化コバルト」を追記
⑨15ﾍﾟｰｼﾞ：【資料：物質と各国・地域の主な法規制例】を追加挿入

改訂履歴

改　訂　２０１０年 １月 ５日　Ver.5.0

①3ﾍﾟｰｼﾞ：「表８．１環境管理物質名一覧」にフマル酸ジメチル追加

②12ﾍﾟｰｼﾞ：No.23：フマル酸ジメチルの物質追加

改　訂　２０１０年 ５月 １４日　Ver.6.0

①下記物質を新規物質として追加した

*ジブチルスズ化合物

・３ﾍﾟｰｼﾞ：「表８．１環境管理物質名一覧　(1/2)」に登録

・８ﾍﾟｰｼﾞにNo.12として登録

・16ﾍﾟｰｼﾞの12に登録

*ジオクチルスズ化合物

・３ﾍﾟｰｼﾞ：「表８．１環境管理物質名一覧　(1/2)」に登録

・８ﾍﾟｰｼﾞにNo.13として登録

・16ﾍﾟｰｼﾞの13に登録

②トリブチルスズ化合物（TBT）とトリフェニルスズ化合物（TPT）を「三置換有機スズ化合物｛ﾄﾘﾌﾞﾁﾙｽｽﾞ化合物(TBT)化合物，ﾄﾘﾌｪﾆﾙｽｽﾞ化合物（TPT）｝を含む」とし対象を拡大

*３ﾍﾟｰｼﾞ：「表８．１環境管理物質名一覧　(1/2）」の名称変更

*８ﾍﾟｰｼﾞ：No.11の名称を変更し、「金属スズ，スズ合金，スズメッキ，スズの無機化合物は該当しません」を追記

*１６ﾍﾟｰｼﾞの11の名称変更

③下記を「適用除外」から「削減物質」に変更

*５ﾍﾟｰｼﾞ：カドミウムの光学ガラス

*６ﾍﾟｰｼﾞ：鉛の適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラス

*６ﾍﾟｰｼﾞ：鉛のマイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2種類を超える元素からなり、鉛の含有率が80wt%を超え、85wt%未満のもの

*６ﾍﾟｰｼﾞ：鉛の125V AC あるいは250V DC より低い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック

*７ﾍﾟｰｼﾞ：水銀の冷陰極管（CCFL）及び外部電極蛍光管（EEFL）：長さが500mm以下のもの：一本当たりの含有量が3.5mg以上、5mg未満のもの

④６ﾍﾟｰｼﾞ：鉛の適用除外に、EU指令 69/493/EEC 付属書I（ｶﾃｺﾞﾘｰ1、2、3及び4）で定義されるクリスタルガラスを追加

⑤７ﾍﾟｰｼﾞ：水銀の「適用除外」の内容を変更

⑥10ﾍﾟｰｼﾞ：特定アゾ化合物に、「REACH規則（EC）No1907/2006・付属書XVIIで引用される試験方法に基づいて分解し、表8.2bのアミンが発生するアゾ化合物と表8.2bのアミン」を変更追記

⑦11ﾍﾟｰｼﾞ：ポリ塩化ビニル（PVC）の管理物質としていた「車載機器取付け用吸着盤」を禁止物質とした

⑧12ﾍﾟｰｼﾞ：酸化ベリリウムの管理物質「特殊用途で代替がないもの」を廃止して、「全ての用途」を禁止物質とした

⑨13ﾍﾟｰｼﾞ：パーフルオロオクタンスルホン酸の「管理物質」を削除し、「禁止物質」の内容を「適用除外を除く」に変更し、下記の用途を適用除外項目とした

・業務用写真フィルム

・半導体用レジスト

⑩16ﾍﾟｰｼﾞ：【資料：物質と各国・地域の法規制例】の一覧を見直した

⑪改訂履歴の変更内容に番号を付けた

改　訂　２０１１年 ５月 １１日　Ver.7.0

①SS-00259改訂に伴い

*３ﾍﾟｰｼﾞ「表8.1　環境管理物質名一覧」から19ﾍﾟｰｼﾞ「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

②得意先要求事項により見直し追加

*リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)

・３ﾍﾟｰｼﾞの「表８．１環境管理物質名一覧　(1/2)」に登録

・９ﾍﾟｰｼﾞのNo.9に登録

*トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)

・４ﾍﾟｰｼﾞの「表８．１環境管理物質名一覧　(2/2)」に登録

・15ﾍﾟｰｼﾞのNo.33に登録

*ビスフェノールA

・４ﾍﾟｰｼﾞの「表８．１環境管理物質名一覧　(2/2)」に登録

・15ﾍﾟｰｼﾞのNo.34に登録

*SF6

・14ﾍﾟｰｼﾞの「表８．２ｃオゾン層破壊物質詳細リスト」に登録

改訂履歴

改　訂　２０１１年 ８月　　日　Ver.7.1

①SS-00259(第10版)記載の補足・修正により、No.16：ジブチルスズ(DBT)化合物の一覧表の変更

*10ｼﾞｰ：No.16：「対象」の「プラスチックへの添加剤等全ての用途」については、2011年7月1日を以て「削減物質」から「禁止物質」に変更

*10ｼﾞｰ：No.16：「禁止物質：基準/閾値レベル」の「材料中のスズ元素に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有」を「材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)」に変更

*10ｼﾞｰ：No.16：「削減物質：対象」の「一液型及び二液型室温硬化型(RTV-1及びRTV-2)シーラント」を液型温硬化型(RTV-1)シーラント、及び二液型室温硬化型(RTV-2)シーラント」 に変更

*10ｼﾞｰ：No.16：「削減物質：対象」の「一液型及び二液型室温硬化型(RTV-1及びRTV-2)接着剤」を「一液型室温硬化型接着剤、及び二液型室温硬化型接着剤」に変更

*10ｼﾞｰ：No.16：「削減物質：対象」の「軟質PVCそれ自体が、もしくは、硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材への添加剤」を「軟質PVC異型材(profile)への添加剤、及び硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材(profile)への添加剤」に変更

*10ｼﾞｰ：No.16：「削減物質：基準/閾値レベル」の「材料中のスズ元素に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有」を「材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppm」に変更

改　訂　２０１２年 ５月 ２８日　Ver.8.0

①SS-00259(第11版)改訂に伴う見直し

＊3ｼﾞｰ：「表8.1　環境管理物質名一覧」をSS-00259に準拠させた。
フタル酸化合物に炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐アルキルを有するフタル酸アルキル
炭素数7～11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸アルキル
フタル酸ビス(2-メトキシエチル) を追加
また、4-(1,1,3,3テトラメチルブチル) フェノール、ビス (2-メトキシエチル) エーテル、
N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)追加

＊6ｼﾞｰ：No.2 物質名：鉛及び鉛化合物　「削減物質」を削除。
「適用除外」・EU指令69/493/EEC附属書Ⅰ (禁止物質、削減物質、管理物質及び適合除外) で定義されるクリスタルガラスの文を削除
(注) 異方性導電膜(ACF)及び異方性ペースト(ACP)にはんだを使用する場合、その導電物質に「基準/閾値レベル」に示した濃度以下のはんだを使用することの文を削除。

＊7ｼﾞｰ：No.3 物質名：水銀及び水銀化合物　「禁止物質」対象　冷陰極管(CCFL)及び外部電極光管(EEEL)：長さ500mm以下のものを削除。

＊9ｼﾞｰ：No.10 物質名：その他の有機塩素系化合物
「管理物質」を積層プリント配線板等に用いられる難燃剤用途と上記以外のプラスチック部品の難燃剤・可塑剤に分けた。
No14 物質名：その他の有機臭素系化合物
「管理物質」を積層プリント配線板等に用いられる難燃剤用途と上記以外のプラスチック部品の難燃剤・可塑剤に分けた。

*10ｼﾞｰ：No.15 物質名：三置換有機スズ化合物｛トリブチルスズ(TBT)化合物, トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む｝の備考に ＊ 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。を追加

*10ｼﾞｰ：No.16 物質名：ジブチルスズ(DBT)化合物　納入禁止時期を即時に変更
No.17 物質名：ジオクチルスズ(DOT)化合物　削減物質を禁止物質に変更。納入禁止時期を即時に変更

*12ｼﾞｰ：No.24 物質名：ベリリウム銅　「基準/閾値レベル」を意図的添加または使用に変更
No.27 物質名：フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) 、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル
「管理物質」基準/閾値レベルを部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有に変更
No.28 物質名：炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、炭素数7～11の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、フタル酸ビス(2-メトキシエチル) を追加
CAS No.に71888-89-6, 68515-42-4, 117-82-8を追加
表8.2b フタル酸エステル (フタレート) の一覧にDIHP, DHNUP, DMEPを追加
No.32 物質名：ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム　基準/閾値レベルに部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有を追加

*15ｼﾞｰ：No.35 物質名：4-(1,1,3,3テトラメチルブチル) フェノールを追加
No.36 物質名：ビス (2-メトキシエチル) エーテルを追加
No.37 物質名：N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)を追加